

都市施設工事等仕様書

伊那市都市整備課計画係

(適用)

第1条 この仕様書は、伊那市が発注する都市施設に係る工事、維持修繕工事、電気設備工事、機械設備工事その他これらに類する工事等（以下、「本工事（業務）等」という。）に適用する。

(準用する仕様書等)

第2条 本工事には、長野県土木工事共通仕様書（長野県建設部）、公園工事共通仕様書（国土交通省都市局）電気工事共通仕様書（国土交通大臣官房営繕部監修）（以下、「共仕」という。）を準用する。

(工事（業務）目的)

第3条 本工事（業務）等は、伊那市の管理する都市施設等の改築、修繕等を行うものである。

(工事（業務）内容)

第4条 本工事（業務）等の内容は、別紙の設計図書または建設工事設計見積書等のとおりとする。

(現場代理人及び主任技術者)

第5条 本工事（業務）等には、現場代理人及び主任技術者を配置するものとする。

(打合せ)

第6条 本工事（業務）等の打合せについては、監督職員が必要と認めた時に行うものとする。また、打合せを行う際の打合せ場所は伊那市役所都市整備課とする。

(関係機関との調整)

第7条 本工事（業務）等の履行にあたっては、関係機関、施設管理者、地元役員及び近隣の地権者（以下、関係者）と事前事後の調整を行うこと。また、上記関係者と問題が生じた際は、遅延なく監督職員へ報告すること。

(成果品の提出)

第8条 成果品の提出先は、伊那市役所都市整備課とする。

(疑義)

第9条 設計図書、共仕、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議して定めるものとする。